

部内限

社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル

はじめに

本マニュアルは、社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員及び勤務社労士を含む。以下「社労士」という。）の懲戒処分事務等について、これまで事例が少ないため個別事案的に対応を行ってきた経験から、典型的な懲戒処分事案について基本的な事務処理の進め方を示すこと、増加傾向にある社労士に係る不正情報等への対応方針を示すこと、及び社労士法第 27 条違反への対応方針を明確化することにより、都道府県労働局監督課（以下「局監督課」という。）におけるこれらの事務が迅速・的確に行われることを目的として作成したものである。

なお、本マニュアルは、これらの事例が蓄積されるまでの当面の取扱いとして定めたものであり、今後変更があり得るものである。また、社会保険労務士法人の懲戒処分に係る事務手続については別途本省労働基準局監督課社会保険労務士係（以下「社労士係」という。）に協議するものとする。

I 社会保険労務士の懲戒処分への対応

1 基本的事項

(1) 社労士の懲戒処分事由の種類

社労士の懲戒処分の対象となり得る事案（以下「懲戒事案」という。）は、以下の社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号。以下「社労士法」という。）に基づく懲戒処分事由に該当する事案である。

- ① 不正行為の指示等を行った場合の懲戒（社労士法第 25 条の 2）
 - i) 故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき
 - ii) 故意に、第 15 条の規定に違反する行為（不正行為の指示等）をしたとき
 - iii) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき
 - iv) 相当の注意を怠り、第 15 条の規定に違反する行為（不正行為の指示等）

をしたとき

② 一般の懲戒（社労士法第 25 条の 3）

- i) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面若しくは同規定による付記に虚偽の記載をしたとき
- ii) 社労士法及び社労士法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令（社労士法別表第 1 に掲げる労働及び社会保険に関する法令）の規定に違反したとき
- iii) 社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき（※）



(2) 事務手続の観点から見た懲戒処分の類型

ア 懲戒事案の分類

これまでの懲戒処分を行った事案（懲戒処分に至らなかったものの懲戒処分を念頭に調査を行った事案を含む。なお、過去の懲戒処分事例は別添 1 を参照。）の事務手続をみると、社労士の不正行為の調査手法の類似性から、以下の 4 つの類型に分類することができる。このため、社労士の懲戒については、この 4 類型別に事務手続の流れを示すこととする。

なお、社労士は労働社会保険諸法令に係る業務を行うという性質上、懲戒事案のほとんどがこれら法令に基づく事務手続に関係する不正行為によるものであることから、多くの場合が類型Ⅰ又は類型Ⅱに属する。

- ① 類型Ⅰ：都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）所管事務（司法捜査に係る事務を除く。）並びに公共職業安定所（以下「安定所」という。）所管事務に関連して社労士が不正行為を行った事案

【これまでの懲戒処分の事案例】

- ① 労働保険事務組合の代表者たる社労士による労働保険料の横領
- ② 虚偽の被保険者資格取得・喪失届による雇用保険の不正受給

- ③ 各種助成金に係る虚偽申請による不正受給
- ④ 労働保険事務組合認可に係る虚偽申請

② 類型Ⅱ：監督署における司法手続において社労士を送検した事案

【これまでの懲戒処分の事案例】

- ① 虚偽の労働者死傷病報告の作成・提出による労災かくし
- ② 社労士が経営する事業における賃金不払
- ③ 技能講習の実施管理を行っていた社労士による虚偽の技能講習修了証の売買

【想定される事案】

- 労働基準法第37条違反に係る虚偽帳簿類の作成

③ 類型Ⅲ：警察機関等（検察庁を含み監督署を除く。）が各種刑法犯被疑事件として社労士を逮捕、捜査し又は送検、起訴した事案

【これまでの懲戒処分の事案例】

- ① 無資格による他士業（税理士等）業務行為による他士業法違反
- ② 暴行事件への関与

④ 類型Ⅳ：その他の事案

【これまでの懲戒処分の事案例】

- なし

【想定される事案】

- 社労士業務（委託契約した業務）の懈怠・不履行

イ 分類が不明確な懲戒事案の取扱い

局が全く把握していない事案であって、警察機関等が独自に捜査した結果明らかとなった職業安定部署の助成金の不正受給事案（暴力団が関与する事案）等は、類型Ⅰに分類されることとなるが、職業安定部署が警察機関等の捜査結果を受けて、独自の調査を行わずに行政処分を行った場合等は類型Ⅲとして扱うことが適当な場合もある。

このため、下記2に示す懲戒処分事務のうち調査の流れにおいて、どの類型に分類して事務を進めるか疑義の生じる事案については、社労士係に相談する。

(3) 懲戒処分事務の基本的流れ

懲戒処分事務の基本的な流れは、懲戒事案の調査、聴聞及び懲戒処分の決定からなるが、その詳細は以下のとおりである。

また、この事務の流れを図で示すと別添2のとおりである。

ア 懲戒事案の調査

懲戒事案の調査は、①不正事案の発覚、②不正行為に係る事務を所管する局内の担当部署（以下「事務所管部署」という。）等における調査・捜査結果の把握等、③懲戒処分に係る調査の事前準備、④懲戒処分に係る調査、⑤調査結果のとりまとめ（上申書作成）であり、基本的に局監督課が行う。

イ 聴聞手続

聴聞に係る手続は、①聴聞実施の決定、②聴聞実施の準備、③被聴聞社労士等からの聴聞に係る各種申請等への対応、④聴聞の開催及び結果の取りまとめであり、このうち①は社労士係において行うが、②～④は社労士係からの指示に基づき局監督課が行う。

ウ 懲戒処分の決定

懲戒処分の決定は社労士係が行う。（下記(5)イ参照。）

(4) 懲戒処分の量定

ア 社労士に対する懲戒処分は社労士法第25条に規定するとおり、①戒告、②1年以内の社労士の業務の停止、③失格処分の3区分である。なお、失格処分は3年間の社労士資格の欠格に相当するものである（社労士法第5条第4号参照。）。

イ 量定を含む懲戒処分の決定は、聴聞を経た後、本省において「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定基準（別添3）」を踏まえ総合的に判断して決定する。

2 懲戒事案の調査に係る留意事項

(1) 不正事案の発覚

ア 類型Ⅰの場合

(ア) 局所管事務に係る不正行為の情報は、その多くは事務所管部署から局監督課に提供される。この場合、局監督課は、事務所管部署との連絡を密にし、調査結果を把握する。

(イ) 局監督課が外部から情報を直接得た場合には、事務所管部署に情報を提供し、事務所管部署としての調査実施を要請するとともに、連絡を密にし、調査結果

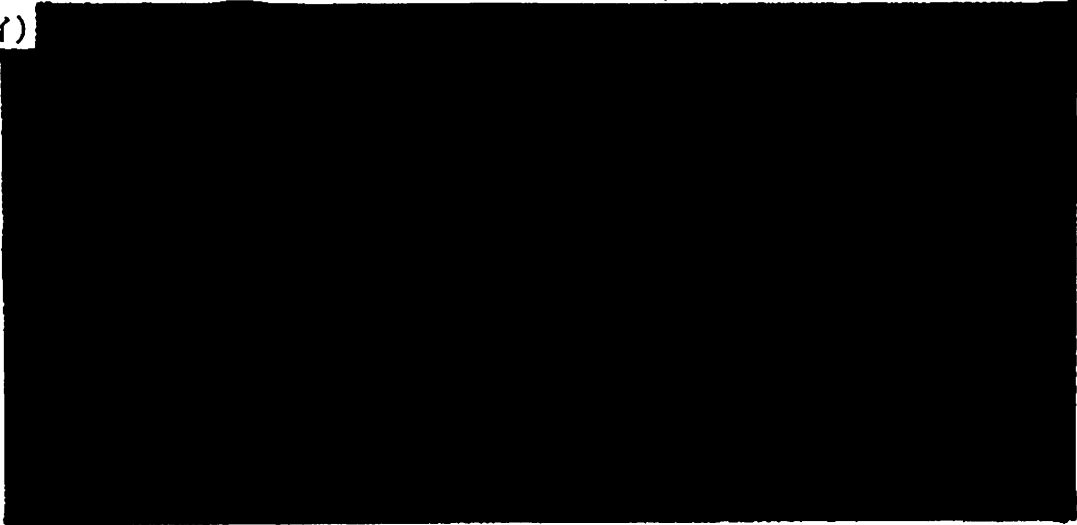
を把握する。

- (ウ) 局監督課は、事務所管部署から得た事案概要等の情報を、事務所管部署が作成した資料等を活用し、別添4の様式に掲げる内容について社労士係に報告（電子メール等）する。

イ 類型Ⅱの場合

- (ア) 監督署が社労士を被疑者として送検した場合には、別添4の様式に掲げる内容について社労士係に報告（電子メール等）することとするが、この場合、「社会保険労務士の不正行為の概要」には、概ね総括の捜査報告書に記載される程度の「事案の概要」、「罪名及び罰条」等を記載する。

(イ)



ウ 類型Ⅲの場合

警察機関等が社労士を逮捕、捜査し又は送検、起訴した事案（以下「警察捜査事案」という。）の情報を把握した場合には、別添4の様式に掲げる内容について社労士係に報告（電子メール等）する。

なお、局監督課が外部から刑法犯に該当し得る情報を直接得た場合には、情報提供者に対して警察機関等への告訴等の有無を確認し、告訴等がなされたことを確認した事案については類型Ⅲの事案として取り扱う。

エ 類型Ⅳの場合

類型Ⅰから類型Ⅲ以外の場合は、当面の間、事案の内容に応じて調査を行うこととなるので、社労士係に調査の方法について相談する。

(2) 事務所管部署等における調査・捜査結果の把握等

ア



(ア)

a

b

(イ)

a

b

c

イ

(ア)

(イ)

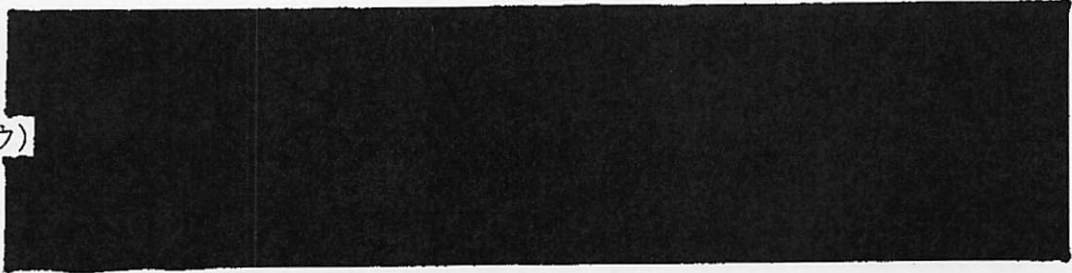
(ウ)

ウ

(ア)

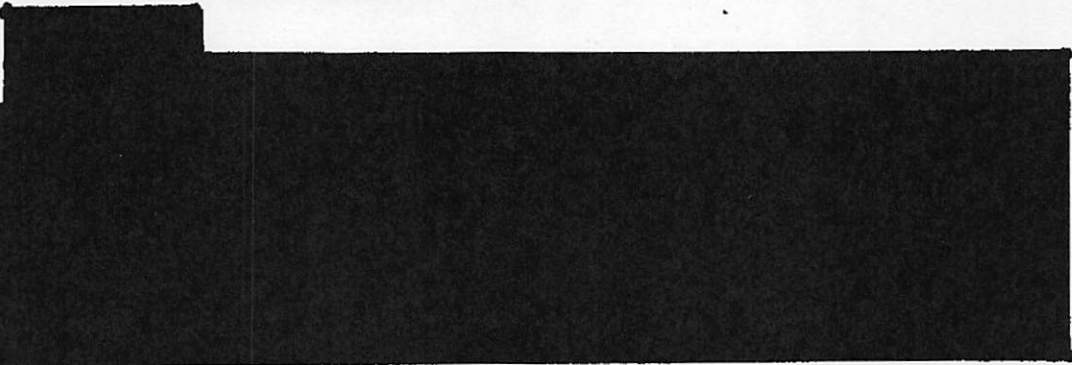
(イ)

(ウ)

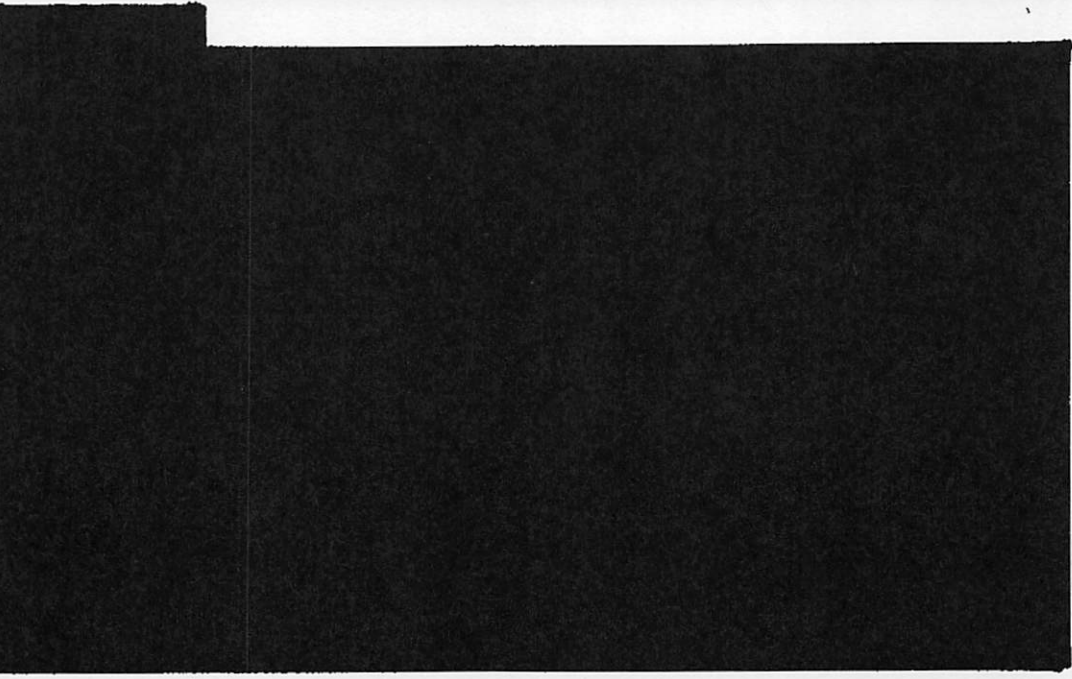


(3) 懲戒処分に係る調査の事前準備

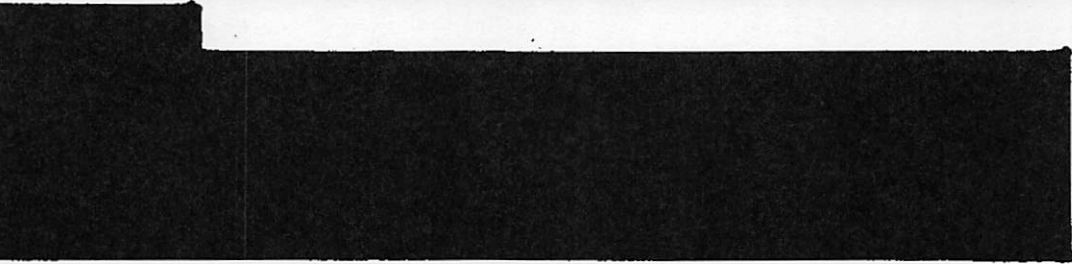
ア



イ



ウ



[Redacted]

(4) 懲戒処分に係る調査の実施

ア 基本的事項

調査の実施に当たっては、上記(3)で整理した事項を念頭に必要な調査を行うものとする。

イ

(ア)

a

b

(イ)

a

b

[Redacted]

(ウ) [Redacted]

(5) 懲戒処分に係る調査結果のとりまとめ（上申書の作成）

上記(4)により行った懲戒処分に係る調査結果は、局監督課が上申書の形式で取りまとめ、証拠物一覧及び証拠物を添付して、都道府県労働局長から本省監督課長あてに送付する。

なお、当面の間、上申書案を作成した段階で社労士係に事前に送付すること。

3 聴聞に係る手続

(1) 聴聞実施の決定

局から送付された上申書に基づき本省監督課において懲戒処分の要否について検討を行い、必要と判断した場合には聴聞の実施を決定する。

(2) 聴聞実施の準備

ア 日程、会場及び主宰者その他参加者の確保等

聴聞実施を決定した場合、社労士係から、聴聞期日の目安、聴聞主宰者の指名

及び聴聞参加者の範囲等の聴聞に係る詳細について局監督課に連絡を行う。

これを受けて、局監督課は聴聞期日の日程、開催場所（会議室等）、聴聞主宰者及び聴聞参加者の確保等を行う。

イ 聴聞開催公示文の局庁舎における公示

聴聞開催の決定及び聴聞開催に係る公示文の決裁は社労士係が行う。当該公示文は本省庁舎において掲示するが、社労士係から聴聞開催局あてにも送付するので、公示文が送付された場合は、聴聞開催日まで局庁舎の公示文掲示場所に掲示する。

(3) 被聴聞社労士等からの聴聞に係る申請等への対応

ア 基本的事項

(ア) 聴聞開催の決定から、聴聞期日までの間に、聴聞の対象となる社労士（以下(4)までにおいて「当事者」という。）又は行政手続法（平成5年法律第88号）第17条に規定する関係人若しくは参加人（下記イ(イ)参照。）から行政庁又は主宰者に対し行政手続法又は社会保険労務士法に係る聴聞手続等規則（平成6年厚生省・労働省令第5号。以下「社労士聴聞規則」という。）に基づき主として以下の事項について申請等がなされることがある。

- ①当事者・参加人に係る代理人の選任
- ②関係人の聴聞手続への参加の申請
- ③不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧請求
- ④当事者・参加人に係る補佐人の聴聞期日への出頭の申請
- ⑤陳述書等の提出
- ⑥聴聞期日変更の申請

(イ) 上記(ア)の申請等に対する基本的な対応は下記に示すとおりであるが、当面の間は事案に応じて社労士係から具体的な指示をするので、当事者等から当該申請等がなされた場合は速やかに社労士係に連絡するものとする。

イ 申請等への具体的な対応

(ア) 代理人の選任（行政手続法第16条、第17条第2項及び第3項関係）

当事者又は参加人から聴聞に関する行為について代理人選任の意思が示された場合は、書面による委任状（任意様式）を提出させる。また、代理人がその資格を失ったときは、当事者又は参加人から委任解除の書面（任意様式）を提出させるものとする。

(イ) 関係人の参加許可（行政手続法第 17 条第 1 項、社労士聴聞規則第 5 条関係）

関係人とは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠の法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者であり、当事者への不利益処分がなされた場合に利益を受けることとなる者（相反利害関係人）も含む。

関係人から聴聞手続への参加の求めがあった場合は、聴聞期日の 4 日前までに別添 5-1 「関係人の参加許可申請書」によって申請させ、参加させることが適当と判断されるときには、別添 5-2 「関係人の参加許可通知書」により許可するものとする。

なお、当該許可を受けて聴聞手続に参加する者（行政手続法第 17 条第 1 項の規定に基づく主宰者の求めに応じて参加する者を含む。）を「参加人」という。

(ウ) 文書等の閲覧（行政手続法第 18 条、社労士聴聞規則第 6 条関係）

聴聞期日に先立って、当事者又は当該不利益処分がなされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人から、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の求めがあった場合（聴聞期日における閲覧要求の場合を除く。）は、原則として、閲覧の日時及び場所を指定して閲覧させることとし、別添 6-1 「資料閲覧許可申請書」により申請させ、別添 6-2 「資料閲覧許可通知書」により許可するものとする。

なお、閲覧請求者以外のプライバシーや法人の営業の秘密等（以下「プライバシー等」という。）第三者の利益を害するおそれがある資料については閲覧をさせないこととするので、閲覧資料の種類や資料のマスキングについては社労士係に相談する。

また、申請者が本省において閲覧を希望する等の特段の事情がある場合には、その旨を社労士係に報告する。

(エ) 補佐人の出頭許可（行政手続法第 20 条第 3 項、社労士聴聞規則第 8 条関係）

補佐人とは、聴聞期日において当事者又は参加人を援助する第三者で、当事者又は参加人の事実上・法律上の陳述を行う者である。

当事者又は参加人から聴聞期日における補佐人の出頭の求めがあった場合には、聴聞期日の 4 日前までに別添 7-1 「補佐人出頭許可申請書」によって申請させ、出頭させることが適当と判断されるときは、別添 7-2 「補佐人出頭許可通知書」により許可するものとする。

(オ) 陳述書等の提出（行政手続法第 21 条第 1 項、社労士聴聞規則第 11 条関係）

陳述書とは、当事者又は参加人の聴聞の期日の出頭に代えて提出されるもので、聴聞期日において当事者又は参加人が陳述すべき内容を記載した書面のことである。

当事者又は参加人から当該陳述書、関係証拠書類等の提出の意思が示された場合は、別添 8「陳述書等提出書」によって提出させるものとする。

(カ) 聴聞期日の変更（社労士聴聞規則第 4 条関係）

聴聞期日の変更の手続は社労士係で行うこととなるので、当事者から期日変更の意思が示された場合は、別添 9「聴聞期日変更申出書」を当事者に手交又は郵送等し、必要事項を記入の上、速やかに社労士係あて送付するよう教示するものとする。

(4) 聴聞の開催及び結果のとりまとめ

ア 傍聴人の確認

社労士の懲戒に係る聴聞は公開により行うこととされている（社労士法第 25 条の 4 第 3 項）ので、聴聞会場の受付において、別添 10 に傍聴人の氏名、勤務先等を記入させることによりその確認を行う。

イ 聴聞期日における進行等（行政手続法第 20 条、社労士聴聞規則第 9 条関係）

主宰者は、聴聞期日における進行を行うこととなるが、当該進行については可能な限り円滑な対応ができるよう社労士係において必要な準備を行い、その内容を聴聞開催前に主宰者に連絡する。

ウ 聴聞調書及び聴聞報告書の作成（行政手続法第 24 条、社労士聴聞規則第 12 条及び第 13 条関係）

主宰者は、聴聞開催後速やかに聴聞調書及び聴聞報告書を作成することとなるが、円滑な作成ができるよう社労士係において必要な準備を行う。

なお、当事者又は参加人から聴聞調書及び聴聞報告書に係る閲覧の求めがあった場合は、原則として社労士係において対応することとするので、速やかに社労士係に連絡する。

4 懲戒処分 の 決定

懲戒処分の決定の結果は、本省監督課から被処分者のほか、社会保険労務士会連

合会会長及び聴聞開催局あてに通知するとともに官報公告することとしている。

5 その他

(1) 社労士に係る懲戒請求書が提出された場合の取扱い

局監督課に社労士に係る懲戒請求書が提出された場合には、局において文書收受を行った後、速やかに社労士係に転送する。

当該転送を受けたときは、社労士係において内容を精査し、調査の必要があると認めたときは、本省（監督課長）から局（局長）に対し、書面によって、当該請求書の内容に応じた調査事項とその調査の実施及び調査結果の報告を求めることとする。

なお、懲戒請求書が提出された場合であっても、上記4までの取扱いを基本的に変更するものではないが、懲戒処分の可否にかかわらず、局は本省が求めた調査事項に係る調査結果について、報告書を提出することとする。

(2) 社会保険諸法令に係る社労士の不正行為についての懲戒事務

専ら社会保険諸法令（社労士法別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法（同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。）をいう。）に係る社労士の不正行為（以下「社会保険諸法令不正行為」という。）についての社労士懲戒事務は社会保険諸法令所管部署（厚生労働省年金局事業企画課監理・社会保険労務士係、地方厚生（支）局年金調整課又は年金管理課。別添11参照。）で行うこととなるので、局監督課に、外部から社会保険諸法令に係る社労士の不正行為に該当する事案の情報が寄せられた場合には、当該情報提供者に地方厚生（支）局担当課窓口を紹介し、当該窓口あてに情報提供するように要請する。

また、局における調査等で既に把握した社会保険諸法令不正行為の情報については、社労士係を通して本省年金局事業企画課監理・社会保険労務士係に情報提供することとするので、局監督課は社労士係に当該情報について報告する。

(3) 懲戒事案把握局と被懲戒社労士が所属する都道府県会の管轄局が異なる場合の社労士懲戒事務の扱い

懲戒事案に係る情報を把握した局（類型Ⅰ、類型Ⅱ又は類型Ⅲの場合の社労士の不正行為を調査（捜査）する事務所管部署が所属し、又は社労士を逮捕し捜査する警察機関等の所在地を管轄する局）と当該懲戒事案に係る社労士の所属する都道府県会の管轄局が異なる場合には、社労士の通常の居住地や事案の内容等に応じて、社労士懲戒事務を主に担当する局監督課及び双方の局監督課における事務分担等を社労士係において決定することとする。

(4) 懲戒事案の告訴等

社労士の懲戒処分における懲戒事由が、罰則適用がある社労士法違反に該当する場合には、事案の性質及び証拠物の状況等によって、懲戒処分とは別に当該社労士の告訴等を社労士係から指示することがある。

(5) 上申書作成等に係る留意事項

社労士懲戒処分に係る上申書を含め、社労士の不正行為を立証するための証拠資料（聴取書等）は、原則として上記 3 (3)イ(ウ)の閲覧対象物となるので、この点に留意の上、上申書の作成、証拠資料の選別、整理等を行う。

なお、3 (3)イ(ウ)に示したとおり、証拠資料の閲覧に際し、閲覧請求者以外のプライバシー等はマスキングすることとなるが、関係者等の供述内容をまとめた聴取書については、供述内容のいずれの事項がプライバシー等に係るものであるのか一概には判断できない場合が多いことから、聴取書を作成した際には、被聴取者に対して、当該聴取書が行政手続法第 18 条に基づく閲覧対象物になり得ることを説明の上、聴取書の記載事項のうち、プライバシー等に係るものとして閲覧させないことを希望する記載部分を確認しておくことに留意する。

(6) その他参考資料等

懲戒処分の上申書（別添 12-0）及び上申書の具体的記載事例（上申書の別添に該当するもの。別添 12-1～12-4）、聴聞期日後に作成する聴聞調書及び報告書の例（別添 13-1 及び別添 13-2）並びに聴聞期日における典型的な審理の手順の例（別添 14）及び聴聞会場の配置図例（別添 15）を参考資料として示したので業務の参考とされたい。

Ⅱ 社会保険労務士に係る不正情報等への対応

局監督課には、社労士に対する苦情や不正を行っているとの情報等が寄せられているが、本マニュアルにおいてこれらの不正情報等に係る対応の流れ、局監督課と都道府県会との役割を以下のとおり整理した（別添Ⅱ参照）。不正情報等への対応に当たって参考とされたい。

なお、都道府県会会則準則とは全国社会保険労務士会連合会が都道府県会会則作成に当たりひな形として作成しているものであり、具体的内容については各都道府県会の会則を確認する必要があることに、留意されたい。

1 不正情報等の受付窓口

社労士に対する依頼者等からの苦情や不正情報は、以下の窓口で受け付けることができる。

(1) 都道府県会苦情相談窓口

都道府県会には、会則に基づき、会員社労士に対する依頼人等からの苦情に対応する機関として「苦情相談窓口」が設置されており（都道府県会会則準則第46条の2）、苦情処理相談窓口設置規程準則に基づき運営されることとなっている。

苦情相談窓口は、法令違反だけでなく、会則違反や倫理規程違反等幅広い不正情報を受け付けることができる。

(2) 局監督課

局監督課は、厚生労働省設置法第4条第1項第102号に規定する厚生労働省の所掌事務（同法第21条、同規則第778条第1項第12号により局監督課に分掌）として、社労士制度の適正な運営の確保のため、特に、法令違反を中心とした社労士法の施行に関する事務等を行う。

2 都道府県会における相談対応

(1) 苦情相談窓口

苦情相談窓口における対応の大まかな流れは、以下のとおりである。

- ア 相談者からの不正情報等は文書によって受け付ける。
- イ 不正情報等の内容について、関係者に事実確認する等必要な調査を行い、会則違反等の行為が認められたときは、会長に報告する。
- ウ 報告を受けた会長は、事案の程度に応じて会則に基づき、社労士の処分等を行う。
- エ 社労士の処分等を行ったときは、相談者に対してその内容を通知する。

(2) 綱紀委員会

都道府県会の会則に基づき設置されており（都道府県会会則準則第 46 条）、会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関して調査・審議を行いその結果を答申する諮問機関である。上記(1)のウにより、社労士の処分等を行う場合は綱紀委員会に諮問されることになる。

(3) 行政機関への報告

都道府県会が社労士に対して会則に基づく処分を行った場合は、都道府県労働局長に報告しなければならない（都道府県会会則準則第 47 条第 3 項）こととなっている。

また、上記(1)及び(2)の結果、不正情報等に社労士法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 に規定する行為又は事実があると認めた場合、都道府県会には、社労士法第 25 条の 3 の 2 第 1 項に基づき都道府県労働局長への通知義務が課されている。

3 局監督課における相談対応

(1) 基本的対応方針

局監督課に管轄都道府県会所属の社労士に係る不正情報等が寄せられた場合は、原則として以下のとおり対応することとする。

- ア 相談者に対し、当該行為に係る社労士法の規定について説明する。

イ



ウ 上記 2 の (3) のとおり、都道府県会が把握した不正情報等のうち、懲戒処分に該当する事案は局監督課に報告されることになっているため、まずは都道府県会の苦情相談窓口に申立てを行うよう相談者へ教示する。

なお、この際、都道府県会の苦情相談対応に問題等がある場合は、全国社会保険労務士会連合会が当該都道府県会を指導することができるとともに、必要に応じ局監督課が都道府県会を指導監督することができる（社労士法第 25 条の 49）ことを併せて相談者へ教示する。

(2) 相談者が基本的対応に応じない場合の対応

社労士法上は都道府県会への苦情申立てを前置することなく、何人にも社労士に対する懲戒請求権が認められていることから（社労士法第 25 条の 3 の 2 第 2 項）、上記 (1) の説明を行ってもなお、局監督課へ対応を求める場合は、別添Ⅱ－1 を示し、懲戒請求書の提出ができることを相談者へ教示する。

4 懲戒請求書等が提出された事案

(1) 基本的対応

局監督課に懲戒請求書が提出された場合の取扱いは、マニュアルⅠの 5 (1) 記載のとおり。

(2) 当該事案が懲戒に該当しなかった場合の対応

ア 都道府県会からの通知事案（社労士法第 25 条の 3 の 2 第 1 項事案）

調査結果及び法違反の検討結果等を踏まえ、必要に応じて社労士に対する指導を行う。

イ 局監督課への懲戒請求書提出事案（社労士法第 25 条の 3 の 2 第 2 項事案）

(ア) 会則違反が疑われる事案

局監督課へ直接懲戒請求書が提出された事案は、都道府県会による会則違反への処分検討が行われていないことから、同事案については別添Ⅱ－2 により、都道府県会へ通報することとする。

なお、通報に当たっては、懲戒請求者に対して当該事案を都道府県会へ通報することについて説明を行う。この場合、懲戒請求者の同意が得られないときは、この限りでない。

(イ) その他の事案

上記アと同様、調査結果及び法違反の検討結果等を踏まえ、必要に応じて社労士に対する指導を行うこととする。

(3) 懲戒請求者への対応

ア 懲戒事案

懲戒請求者に対して処分結果の通知は行わないが、懲戒処分を行う場合は、公開で聴聞を行うことから傍聴が可能であること、また、処分結果は官報及び厚生労働省ホームページに公表することから結果の確認が可能であることを説明する。

イ 非懲戒事案

社労士法上、懲戒請求に係る応答義務が課されていないことから、公益通報に該当する場合を除き、基本的に結果の報告は行わないこととする。ただし、懲戒請求者から調査結果について照会があった場合は、懲戒に該当しないという結論のみ、口頭で説明することは差し支えない。

なお、懲戒処分に付するか否かは行政庁の裁量に委ねられており、懲戒処分を行わないことに対する不服申立等の制度は存在しない。

また、調査結果の詳細については第3者に係る情報を含むため口頭では回答しないが、上記による対応を行ってもなお、懲戒請求者が納得しない場合は、情報公開法に基づく開示請求が行えることを教示する。

社会保険労務士の懲戒処分事例

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成3年 6月	東京	○ 社労士の名を用いて、不正の手段により他人の戸籍謄本等の交付を受け、第三者に渡した。 ○ 帳簿の備付け、保存義務違反をした。 ○ 過料判決戸籍法違反により過料30万円。	・業務停止7ヶ月 ①信用失墜行為の禁止 ②帳簿の備付け及び保存義務の違反に該当。
平成5年 2月	群馬	○ 妻を委託元事業所に雇用されているものと偽り、自らの手続により、不正に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させた。 ○ 委託元事業所に、届出内容を確認させることなく、約8年間、保険料全額(計約300万円)を負担させていた。 ○ 上記事案については、事業主と和解した。	・業務停止6ヶ月 故意に、真正の事実と反して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	茨城	○ 委託元事業主の依頼により、故意に労災保険に関する不正手続を行った。	・業務停止10日 故意に、真正の事実と反して申請書等の作成をしたときに該当。
平成6年 7月	東京	○ 自賠償の請求事務及び保険金受領などの代理行為を行い、弁護士法違反により罰金20万円に科せられた。 ○ 虚偽により、委託元従業員の労災休業補償給付(計264万円)を支給させ、その一部を不正取得した。 ○ 労災給付の業務上横領は、示談により起訴猶予となる。	・業務停止9ヶ月 「信用失墜行為の禁止」の違反に該当。
平成11年 11月	埼玉	○ 妻及び事業主と共謀し、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書を提出し、基本手当(2名分計200万円)を詐取した。 ○ 上記他、虚偽により、4名分の雇用保険被保険者資格取得届、喪失届及び離職証明書(4名分)を提出し、基本手当を詐取しようとした。 ○ 虚偽の雇用保険被保険者資格取得届を基に、特定求職者雇用開発助成金支給申請書を提出し、助成金を詐取しようとした。 ○ 行政の不正事案に係る調査を妨害した。 ○ 共同正犯による詐欺罪で、懲役1年6ヶ月、執行猶予3年。	・失格処分 ①「不正行為の指示等の禁止」の違反 ②「信用失墜行為の禁止」の違反 ③17条付記の虚偽記載 ④故意に、真正の事実と反して申請書等の作成をしたときに該当。
平成16年 3月	岐阜	○ 中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 370万円。 委託業務(3件) 1100万円。 ○ 上記事件により、詐欺罪で懲役3年、執行猶予5年。	・失格処分 故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成16年 3月	神奈川	○ 特例事業場労働時間短縮奨励金の不正受給について、提出代行で関与する(2件で計120万円の受給)。 ○ 上記事件により、略式命令により罰金刑20万円(共犯による補助金適正化法の適用)。	・業務停止1年 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成16年 10月	北海道	○ 介護休業制度導入奨励金支給金の不正受給 自己の経営する司法書士事務所において不正に75万円を受給したもの。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成16年 10月	石川	○ 中小企業雇用創出人材確保助成金の不正受給 自己の事務所 418万円 委託業務(2件) 343万円 ○ 上記事件により、第1審判決「詐欺罪で懲役2年6ヶ月、執行猶予5年」。平成17年3月11日控訴審判決棄却。	・失格処分 故意に及び相当の注意を怠って、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	千葉	○ 事業主から依頼を受けていない雇用保険関係各種届書等再作成申請書を作成、提出した。 ○ 虚偽の雇用保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者離職証明書を作成、提出し、157,500円を不正受給した。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理をしたときに該当。
平成17年 10月	山梨	○ 税理士でないにも関わらず、税理士業務を行い、また、税理士の名称を用いたことにより、税理士法に違反した。 ○ 上記事件により、罰金50万円の略式命令。	・業務停止6ヶ月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 1月	愛媛	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合会長が虚偽の内容を記載した雇用保険被保険者資格喪失届を作成、提出した。 ○ 上記事件について、愛媛労働局が厳重注意。	・戒告 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 3月	東京	○ 事業主に対して「労働保険料は、社会保険労務士会を通じて支払うと1割安くなる。」と虚偽の説明をして、労働保険料753,914円を詐取した。 ○ なお、平成7年にも労働保険料52,500円を横領している。(この時は横領額が少額であったこともあり、懲戒手続が開始されなかった。)	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 4月	福岡	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合事務局長が労働保険年度更新に当たり、事業主に無断で労働保険事務処理委託解除として年度更新手続を行い、かつ、それを事業主に通知しないなどにより、事業主から交付された14,208,653円を横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成18年 7月	群馬	○ 顧問事業場の労働者に係る雇用保険被保険者資格取得手続を怠っていたことを隠蔽することを意図して、計8名の架空の労働者の雇用保険被保険者資格取得届を作成し、提出した。 ○ なお、平成5年にも「6ヶ月の業務停止」の処分を受けており、再犯である。	・失格処分 故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成19年 2月	福岡	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合事務局長が、事業主から交付された労働保険料9,002,255円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 2月	山口	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合事務局長が、事業主から交付された労働保険料の一部7,683,068円を国に納付せず、横領した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 3月	愛知	○ 事業主から交付された労働保険料2,892,000円を国に納付せず、横領し、かつ横領の事実を隠蔽するため、虚偽の労働保険年度更新申告書を作成し、提出した。	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、及び故意に、真正の事実に対して申請書等の作成をしたときに該当。
平成19年 9月	山口	○ 業務停止処分の期間中に、事業主の依頼を受けて労働保険年度更新申告書を作成し、労働基準監督署へ提出した。	・失格処分 この法律に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したときに該当。 (刑事告発)
平成19年 11月	神奈川	○ 教習機関の技能講習を担当する実施管理者の立場で、技能教習を受講していない者を技能講習修了者として帳簿に氏名等を記載した。 ○ また、技能講習を受講していない者に技能講習修了証を売却し金員を得た。	・業務停止1年 労働社会保険諸法令の規定に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成19年 12月	石川	○ 監督署の職員から提出代行した労災保険の請求に関し質問を受け、これに回答するため、虚偽の書類を作成し、提出するとともに虚偽の回答をした。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成20年 4月	福島	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料約110万円を国に納付せず、自作の歌のCD作成準備費用等として労働保険料を流用した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 20 年 4 月	福岡	○ 労働保険事務組合の職員の身分を有していなかったにもかかわらず、委託事業場から労働保険料を預かり、個人の債務の返済に充当した。 ○ なお、労働保険料の横領行為によって平成 20 年 2 月にも「1 年の業務停止」の処分を受けており、横領行為の再犯である。	・失格処分 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。 (刑事告発)
平成 20 年 8 月	新潟	○ 顧問事業場の依頼を受け、事実と異なる労働災害の発生場所や発生状況を記載した「労働者死傷病報告書」及び「労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を作成し、労働基準監督署長に提出した。	・業務停止 1 年 故意に真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 2 月	石川	○ 顧問事業場から中小企業定年等引上げ等奨励金の支給申請手続の依頼を受け、同奨励金支給申請書等の作成を行うに当たり、同社の定年制に係る十分な事実確認を行うことなく、事実と異なる就業規則を作成し、これを労働基準監督署長に提出した。	・戒告 相当の注意を怠り真正の事実にして申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○ 社会保険労務士である労働保険事務組合会長が事業主から交付された労働保険料約 740 万円を国に納付せず、労働保険料を自身が経営する会社の活動資金及び自宅建築費用の返済等に流用した。	・業務停止 1 年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○ 自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成し、これを添付した「労働保険事務組合認可申請書」を熊本労働局長へ提出した。また、熊本労働局の調査を受けたが、事務所の事務員に虚偽の回答をさせた。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止 6 か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 4 月	熊本	○ 自身が理事である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・業務停止 3 か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 21 年 4 月	熊本	○ 友人の社労士が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、同代表から書類への押印の依頼を受けた。当該書類には総会を開催した内容の記載があったが、当該事実関係を確認することなく、総会を開催したという虚偽の議事録に理事として押印し、同議事録を作成した。	・戒告 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 5 月	新潟	○ 顧問事業場4社から継続雇用定着促進助成金の支給申請手続の依頼を受け、同助成金支給申請書等の作成を行うに当たり、労働基準監督署の印を付した就業規則届を偽造し、これを同助成金支給申請書に添付し、雇用開発協会へ提出した。 また、顧問事業場の就業規則について、事実と異なる定年制の規定を記載し、当該就業規則を労働基準監督署長へ提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 21 年 9 月	福島	○ 自身が代表である団体が労働保険事務組合の認可を受けるに際し、団体においては総会を開催していなかったにもかかわらず、総会を開催したという虚偽の議事録を作成(他の理事が作成したものに記名押印)し、これを添付した「労働保険事務組合認可申請書」を福島労働局長へ提出した。 なお、認可申請については不認可処分。	・業務停止6か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 22 年 1 月	宮城	○ 地方再生中小企業創業助成金の申請に当たり、依頼事業主に代わり自ら申請書に虚偽の内容を記載するとともに、知人に申請に必要な「工事請負契約書」、「領収書」等を偽造させ、当該偽造した書類を虚偽の内容を記載した申請書に添付して宮城労働局長あてに提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実にして申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 22 年 3 月	福島	○ 自身が運営する会社の労働者2名に対する賃金を、所定の支払期日までに支払わず、この結果労働基準監督署により、労働基準法違反(第 24 条)被疑事件と立件され、検察庁に書類送検された。 ○ なお、平成 20 年4月に、自身が代表であった労働保険事務組合において保険料を横領し、1 年の業務停止の処分を受けており、再犯である。	・失格処分 労働社会保険諸法令に違反したときに該当。
平成 23 年 2 月	福島	○ 労働局により、労働保険事務組合に対して行われた労働保険徴収法第 43 条に基づく立入検査に際し、当該事務組合代表である社労士が対応し、労働局の調査担当官に対して、自ら偽造した書類を提示することにより、当該検査を忌避した。 ○ 労働保険事務組合代表である社労士は、当該事務組合が委託事業主から交付を受けていた労働保険料を不正に使用し、国庫納付を延滞した。	・業務停止1年 労働社会保険諸法令に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

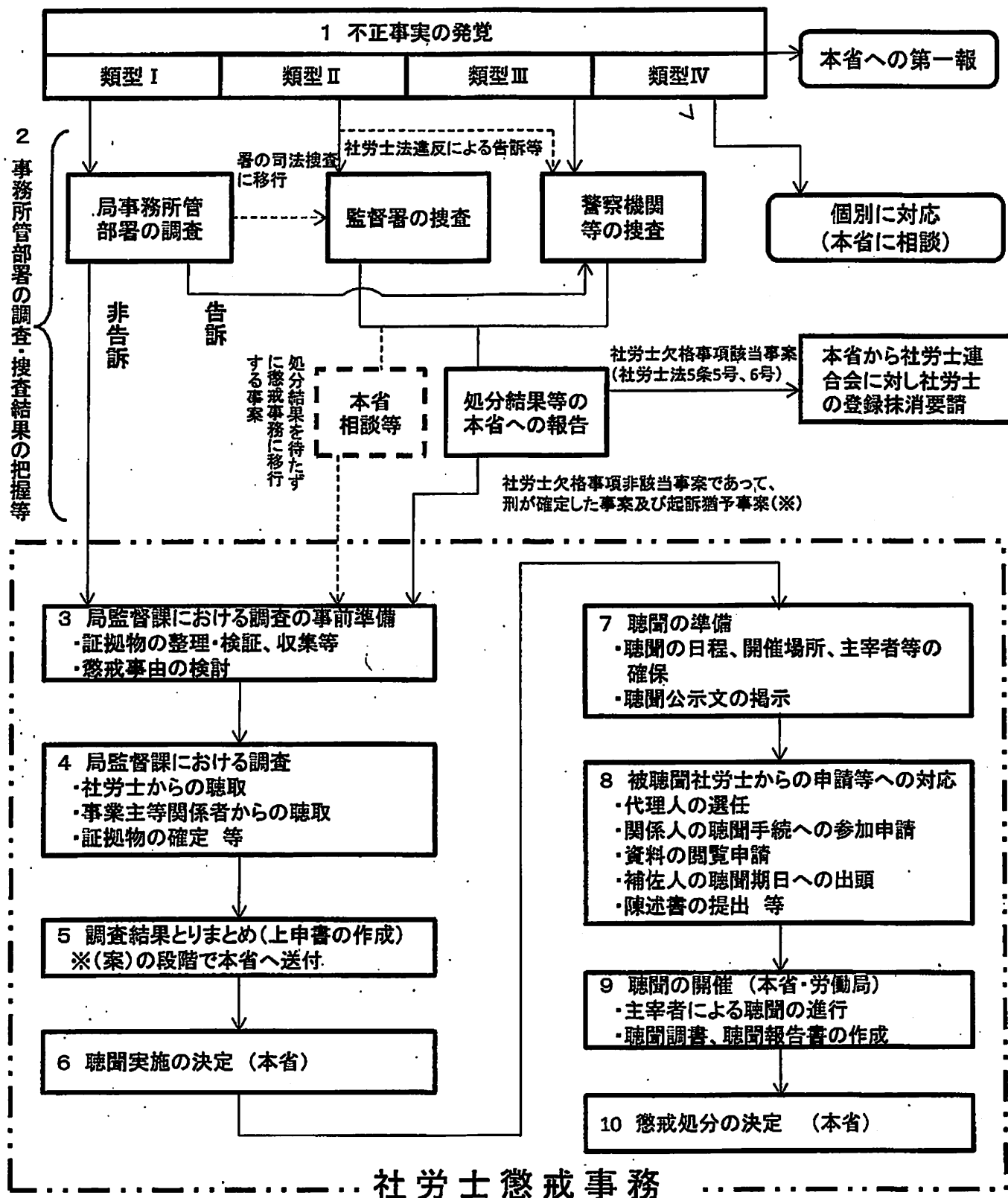
	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 23 年 9 月	新潟	○ 顧問事業場の依頼を受け、事実と異なる労働災害の発生場所や発生状況を記載した「労働者死傷病報告書」及び「労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書」を作成し、労働基準監督署長に提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 23 年 9 月	山形	○ 顧問事業場2社から中小企業緊急雇用安定助成金の事務処理を請け負いながら、これを怠り、その事実を顧問事業場に対して隠蔽するため、山形労働局長名の「中小企業緊急雇用安定助成金支給決定通知書」を合計6通偽造し顧問事業場に交付した。 また、先に発覚した顧問事業場に係る上記不正案件について山形労働局の調査を受けた際、他に同様の不正は行っていない旨虚偽の証言を行ったものであるが、その後に新に別の顧問事業場に係る同様の不正が発覚した。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときに該当。
平成 23 年 11 月	福島	○ 社労士が知人の顔を殴る暴行事件により、罰金 10 万円の刑が確定した。(当該知人からの懲戒請求による)	・業務停止3か月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときに該当。
平成 24 年 1 月	東京	○ 社労士自身及び妻に関して、実際の雇用契約に基づかない虚偽の雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届等を作成し、ハローワークに届け出ることにより、雇用保険の基本手当(合計 1,197,777 円)を不正に受給した。	・失格処分 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときに該当。
平成 24 年 5 月	愛知	○ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請書の作成に際し、本来労働者代表が確認することとなっている休業実績について、事実か否かの確認を行わず、事業主の言いなりに虚偽の休業実績に基づく同申請書を作成したことにより、結果として、事業主が助成金(合計 1,822 万円)を不正に受給した。	・戒告 相当の注意を怠り、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 24 年 6 月	大阪	○ 2件の委託事業所の要請を受けて、厚生年金保険法等に係る標準報酬月額変更届及び算定基礎届について、実際よりも低い報酬月額で作成(うち1件の事業所については記載する標準報酬の金額について事業主と相談を行った。)、管轄の社会保険事務所に提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成、事務代理を行ったとき及び法第 15 条の規定に違反する行為をしたときに該当。
平成 24 年 11 月	神奈川	○ 雇用保険被保険者資格取得届の手続を行うに当たり、事業主から預かった給料表記載の賃金額から雇用保険料を控除していたように内容を書き換えた真実と異なる虚偽の賃金台帳を作成し、当該虚偽の賃金台帳を添付して、管轄の公共職業安定所に提出した。	・業務停止6ヶ月 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 24 年 11 月	京都	○ 社会保険労務士として事業を行っていたにもかかわらず、事業を行っていないとする虚偽の内容の「失業認定申告書」及び「受給にあたっての申告書」を作成し、管轄公共職業安定所に提出する等の手法により雇用保険の受給手続を行い、雇用保険基本手当(合計 281,652 円)を不正に受給した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 24 年 12 月	岐阜	○ 若年者等正規雇用化特別奨励金(第2期)の支給申請に当たり、申請書記載事項と同申請書の添付資料との間に明らかな不整合があり、申請内容に虚偽があることを確信しながら、岐阜労働局長あて提出した。	・業務停止1ヶ月 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 24 年 12 月	長崎	○ 4事業場の事業主から事務処理を受託し、東京労働局長に対し、均衡待遇・正社員化推進奨励金(以下「奨励金」という。)を申請したものであるが、同申請に際し、事業主が作成した書類とは内容が異なる書類(労働時間の記録、賃金台帳、労働条件通知書等)を作成し、同虚偽の書類に基づき虚偽の申請書を作成し、提出した。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 25 年 1 月	静岡	○ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請手続を行うに当たって、事業主に代わり、自ら、その申請手続において必要な添付資料である「勘定科目残高一覧表」(損益計算書)の内容を改ざんし、その改ざんした「勘定科目残高一覧表」を基に、虚偽の内容を記載した「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」及び「生産指数の数値を実証する資料に関する申出書」をそれぞれ作成して、添付資料を含むそれらの書類を静岡労働局長あて提出したものである。	・業務停止1年 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。
平成 25 年 2 月	大阪	○ 6件の委託事業所の要請を受けて、厚生年金保険法等に係る算定基礎届等の届書について、記載する標準報酬の金額について事業主等と相談を行い、事実と異なる報酬月額で作成、管轄の社会保険事務所に提出した。 また、1件の事業所において、厚生年金保険法等に係る算定基礎届等の届書について、相当の注意を怠り事実と異なる報酬月額で作成、管轄の社会保険事務所に提出した。	・失格処分 故意に真正の事実に対して申請書等の作成を行ったとき、法第 15 条の規定に違反する行為をしたとき及び相当の注意を怠り、真正の事実に対して申請書等の作成を行ったときに該当。
平成 25 年 3 月	神奈川	○ 中小企業緊急雇用安定助成金(以下「中安金」という。)の支給申請に当たり、労働者の過半数代表として選出されていた労働者Aの署名押印を受け小田原公共職業安定所に4回にわたって提出していたにもかかわらず、その直後に、事業場からAに係る特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の申請事務を受任した際に、中安金と特開金の併給が可能か否かの確認を行うこともなく、更に、Aが中安金の対象労働者であることを十分認識し得る状態にありながら、特開金申請書の「他の助成金支給の有無」欄に「無」に丸を付し、事実と反した内容で小田原公共職業安定所に申請を行ったものである。	・戒告 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当。

	該当都道府県	事 案	処 分 内 容
平成 25 年 3月	北海道	○ 監督官が、労働基準法第101条第1項に基づき提出を求めた労働条件通知書に関し、監督官に提出した「雇用契約書兼労働条件の通知書」について、労働者から同意を得ることなく自ら労働者の記名を行うとともに自ら用意していた労働者の苗字と同じ印鑑を使用して押印する手法により作成し、更に、「同通知書は労働者に交付済みである。」と監督官に対し虚偽の陳述を行った。	・業務停止1年 社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行及び労働社会保険諸法令の規定に違反したときに該当。
平成 25 年 3月	東京	○ 中小企業緊急雇用安定助成金の申請書類を作成する際に、関係人が作成した虚偽の内容の書類(実際には雇用していない人物を対象労働者とし、実際には行っていない教育訓練を実施したこととしたものとする内容の書類)について、内容を確認する必要があると認識ながら、同内容の確認を行うことをせず申請書等の作成を行い、平成 22 年4月 30 日から同年 9月 24 日までの間、東京労働局長あて、同虚偽の書類を提出した。	・業務停止3ヶ月 相当の注意を怠り、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったときに該当。

社労士懲戒処分手続の流れ(局監督課の観点から)

別添2



※ ただし、下記の事案を除く

- ① 刑が確定した事案のうち社労士業務又はその周辺業務と関連のない事案であって、本省と協議の上、懲戒しないと判断した事案
- ② 起訴猶予事案のうち社労士業務又はその周辺業務と関連のない事案(原則)

部外秘

平成16年2月18日

改平成20年2月18日

改平成24年3月16日

社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準

懲戒処分の量定については、別表を基準として、次の事項に関する情状を総合的に考慮し決定する。

なお、過去に懲戒事由に該当する不正行為を行っているなど別表に定める量定が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に規定する懲戒処分の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

- ① 社会保険労務士制度に対する信用失墜の程度
- ② 円滑な労働・社会保険行政に対する侵害の程度
- ③ 不正行為等の規模
- ④ 不正行為等の抑止効果
- ⑤ 刑事処分との比較
- ⑥ 過去の量定との均衡
- ⑦ その他の情状

自省・自戒があること、被害が回復していること、動機に同情の余地があることなど

(別表)

根拠条文及び懲戒の種類	懲戒事由	量定の基準
法第25条の2第1項 ・1年以内の業務停止 又は ・失格処分（3年間の資格喪失に相当）	故意に、真正の事実にして申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行つたとき	① 主犯の場合 失格処分 ただし、情状酌量により、6ヶ月の業務停止まで減量する。 ② 従犯の場合 1年の業務停止 ただし、情状酌量により、3ヶ月の業務停止まで減量する。
	不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたとき	失格処分 ただし、情状酌量により、6ヶ月の業務停止まで減量する。
法第25条の2第2項 ・戒告 又は ・1年以内の業務停止	相当の注意を怠り、法第25条の2第1項の行為をしたとき	① 被害が重大で回復しがたい場合 1年の業務停止 ただし、情状酌量により、3ヶ月の業務停止まで減量する。 ② 被害が軽微で回復可能な場合 戒告

根拠条文及び懲戒の種類	懲戒事由	量定の基準
法 25 条の 3 ・ 戒告 又は ・ 1 年以内の業務停止 又は ・ 失格処分 (3 年間の資格喪失に相当)	第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面若しくは同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき	① 主犯の場合 失格処分 ただし、情状酌量により、6 ヶ月の業務停止まで減量する。 ② 従犯の場合 1 年の業務停止 ただし、情状酌量により、3 ヶ月の業務停止まで減量する。
	社労士法及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき	① 主犯の場合 失格処分 ただし、情状酌量により、6 ヶ月の業務停止まで減量する。 ② 従犯の場合 1 年の業務停止 ただし、情状酌量により、3 ヶ月の業務停止まで減量する。
	社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき	① 罰金以下の刑に処せられた場合 1 年の業務停止 ただし、情状酌量により、1 ヶ月の業務停止又は戒告まで減量する。 ② 依頼者に対する背信行為 1 年の業務停止 ただし、情状酌量により、1 ヶ月の業務停止又は戒告まで減量する。 ③ その他社会保険労務士の信用又は品位を害する行為 1 年の業務停止 ただし、情状酌量により、1 ヶ月の業務停止又は戒告まで減量する。

年 月 日

社会保険労務士懲戒事案把握報告書

厚生労働省 労働基準局

監督課 社会保険労務士係 御中

〇〇労働局

労働基準部 監督課

(担当:)

社会保険労務士法に基づく懲戒処分事由に該当すると思料される事案を把握しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事案把握の端緒

2 社会保険労務士について

氏 名 (よみがな)

生年月日

住 居

事務所名

(所在地:)

所 属 会 都道府県社会保険労務士会

3 社会保険労務士の不正行為の概要

(報道発表資料等既存資料の活用により簡潔に)

別添5-1

平成 年 月 日

関係人の参加許可申請書

(あて先) 主宰者

殿

申請者 住所 (法人にあっては、その所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者名)

印

電話 () -

行政手続法第17条第1項及び社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則第5条第1項の規定により、関係人として下記の聴聞に関する手続に参加したいので申請します。

記

聴聞の件名		社会保険労務士に係る聴聞
当事者の氏名		
聴聞の期日		平成 年 月 日
聴聞の場所		
関係人	氏名	
	住所	
	電話番号	() -
	聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	

- 備考 1 所定の欄に記入してください。
- 2 聴聞の期日の欄及び聴聞の場所の欄には、申請に係る聴聞の期日及び聴聞の場所を記入してください。
- 3 参加人が法人の職員である場合は、氏名欄に職名及び氏名を記載してください。

別添5－2

平成 年 月 日

関係人の参加許可通知書

(あて先)

様

主催者 職

氏名

印

平成 年 月 日付けで申請のあった聴聞に関する手続への参加については、行政手続法第20条第3項及び社会保険労務士に係る聴聞等手続規則第5条第2項の規定により、許可したので通知します。

聴 聞 の 件 名		社会保険労務士に係る聴聞
当 事 者 の 氏 名		
聴 聞 の 期 日		平成 年 月 日
聴 聞 の 場 所		
関 係 人	氏 名	
	住 所	

別添6-1

平成 年 月 日

資料閲覧申請書

労働局長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話 () -

行政手続法第18条第1項及び社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件名	社会保険労務士に係る聴聞
当事者の氏名	
聴聞の期日	平成 年 月 日 時 分開始
資料の標目	

- 備考 1 当事者の氏名欄には、聴聞通知書を受けた者の氏名を記入してください。
2 聴聞の期日の欄には、申請に係る聴聞の期日を記入してください。
3 資料の標目の欄には、資料名を記入してください。

別添6-2

平成 年 月 日

資料閲覧許可通知書

様

労働局長

平成 年 月 日付けで申請のあった資料の閲覧については、行政手続法第18条第3項及び社会保険労務士に係る聴聞等手続規則第6条第2項の規定により、許可したので通知します。

聴 聞 の 件 名	社会保険労務士に係る聴聞
当 事 者 の 氏 名	
聴 聞 の 期 日	平成 年 月 日 時 分開始
閲 覧 の 日 時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
閲 覧 の 場 所	

別添 7 - 1

平成 年 月 日

補佐人出頭許可申請書

(あて先) 主宰者

殿

申請者 住所 (法人にあっては、その所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者名)

印

電話 () -

行政手続法第20条第3項及び社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則第8条第1項の規定により、次のとおり聴聞の期日への補佐人の出頭の許可を申請します。

申請者	当事者・参加人	
聴聞の件名	社会保険労務士に係る聴聞	
当事者の氏名		
聴聞の期日	平成 年 月 日	
聴聞の場所		
補佐人	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	() -
	当事者又は参加者との関係	
	補佐する事項	

備考 1 所定の欄に記入のうえ、該当事項を○で囲んでください。

2 聴聞の期日の欄及び聴聞の場所の欄には、申請に係る聴聞の期日及び聴聞の場所を記入してください。

別添 7 - 2

平成 年 月 日

補佐人出頭許可通知書

様

主催者 職

氏名

印

平成 年 月 日付けで申請のあった補佐人の出頭については、行政手続法第20条第3項及び社会保険労務士に係る聴聞等手続規則第8条第2項の規定により、許可したので通知します。

聴 聞 の 件 名		社会保険労務士に係る聴聞
当 事 者 の 氏 名		
聴 聞 の 期 日		平成 年 月 日
聴 聞 の 場 所		
補佐人	氏 名	
	住 所	

別添 8

平成 年 月 日

陳述書等提出書

(主宰者)

殿

申請者 住所

氏名

印

電話 () -

行政手続法第21条第1項及び社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則第11条の規定により、次のとおり聴聞期日の出頭に代えて陳述書（及び証拠書類等）を提出します。

聴 聞 の 件 名	社会保険労務士に係る聴聞
当 事 者 の 氏 名	
聴 聞 の 期 日	平成 年 月 日 時 分開始
不利益処分の原因となる事実並びに当該事案の内容についての意見 (※右欄に記入しきれない場合は別添として添付のこと)	

備考 1 当事者の氏名欄には、聴聞通知書を受けた者の氏名を記入してください。

2 聴聞の期日の欄には、申請に係る聴聞の期日を記入してください。

平成 年 月 日

聴聞期日変更申出書

厚生労働大臣 殿

申出者 住所

氏名

印

電話 () —

平成 年 月 日付け厚生労働省発基 第 号で通知のあった
 聴聞について、社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則第4条第1項の規定によ
 り、次のとおり聴聞の期日の変更を申し出ます。

記

聴聞の件名 当事者の氏名	・社会保険労務士に係る聴聞
通知のあった聴聞の期日	・平成 年 月 日 () 時 分開始
希望する聴聞の期日	・平成 年 月 日 () 時 分開始
申出の理由 (出頭できない理由)	

備考 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称
 及び代表者の氏名を記入すること。

2 当事者の氏名には、聴聞通知書を受けた者の氏名を記入すること。

連絡・調整する地方厚生(支)局及び担当課と都道府県労働局の対応表

地方厚生(支)局及び担当課	都道府県労働局
北海道厚生局 担当課：年金管理課	北海道労働局
東北厚生局 担当課：年金管理課	青森労働局
	岩手労働局
	宮城労働局
	秋田労働局
	山形労働局
	福島労働局
	茨城労働局
	栃木労働局
	群馬労働局
	埼玉労働局
	千葉労働局
	東京労働局
関東信越厚生局 担当課：年金調整課	神奈川労働局
	新潟労働局
	山梨労働局
	長野労働局
	富山労働局
	石川労働局
	岐阜労働局
	静岡労働局
	愛知労働局
	三重労働局
	福井労働局
	滋賀労働局
	京都労働局
	大阪労働局
	兵庫労働局
	奈良労働局
	和歌山労働局
	鳥取労働局
	島根労働局
	岡山労働局
	広島労働局
	山口労働局
	徳島労働局
	香川労働局
	愛媛労働局
	高知労働局
	福岡労働局
	佐賀労働局
	長崎労働局
	熊本労働局
	大分労働局
	宮崎労働局
	鹿児島労働局
	沖縄労働局
中国四国厚生局 担当課：年金管理課	
四国厚生支局 担当課：年金管理課	
九州厚生局 担当課：年金調整課	

別添12-0

労基発 号
平成一年 月 日

厚生労働省労働基準局
監督課長 殿

労働局長
(公印省略)

社会保険労務士に関する懲戒処分について

下記社会保険労務士につきまして、社会保険労務士法に基づく懲戒処分に付する
のが相当と思料される事案を把握しましたので、別添のとおり報告します。

記

氏 名
生 年 月 日
住 所
登 録 番 号
事 務 所 名
事務所所在地

社会保険労務士 A に係る不正行為について
(助成金申請に係る虚偽申請書等作成)

1 概要

社会保険労務士 A (よみがな) (以下「A 社労士」という。) は、株式会社 △△ (以下「△△」という。) に係る地方再生中小企業創業助成金の申請に当たり、△△の代表者である B に代わり自ら「地方再生中小企業創業助成金支給申請書」に虚偽の内容を記載するとともに、申請に必要な△△の店舗に係る工事請負契約書等の偽造を株式会社□□の従業員 (以下「従業員 C」という。) に依頼し、当該偽造した書類を当該申請書に添付したうえ、平成一年一月一日に〇〇労働局長あて提出したものである。

2 発覚の端緒

平成一年一月に〇〇労働局職業安定部需給調整事業室長が同労働局労働基準部監督課長に対し、A 社労士が地方再生中小企業創業助成金の不正案件へ関与していることを報告したことによる。

3 事案の経過

平成一年一月

A 社労士は、△△の代表者 B が、飲食店を開業したことを知り同者を訪れ、地方再生中小企業創業助成金 (以下「助成金」という。) について教示するとともに、B の話の内容から、実際には助成金の支給対象となる案件でないことを知りながら、事実関係を一部ごまかして申請することとして、助成金の申請に係る事務処理を引き受けた。

平成一年一月

A 社労士は、助成金の申請に必要な添付書類を準備するため株式会社□□に赴き、従業員 C に対し、△△の店舗の新装工事に係る「御見積書」、「工事請負契約書」、「御請求書」及び「領収書」 (以下「工事請負契約書等」という。) の偽造を依頼した。実際には、A 社労士が従業員 C と直接相談しながらその場で偽造である工事請負契約書等 (以下「偽造の工事請負契約書等」という。) を作成した上で、従業員 C に株式会社□□の代表者印を押印してもらった。

なお、工事請負契約書等に記載した虚偽の新装工事費である 2,611,980 円は A 社労士が従業員 C と相談の上、坪あたりの標準的な見積額と△△の店舗面積を考慮して決定した金額であり、虚偽の金額であることは A 社労士も承知していた。

平成一年一月一日

A 社労士は、「地方再生中小企業創業助成金支給申請

書」を自ら作成し、△△代表者 B に本人の印鑑を押してもらった上で、これに虚偽の工事請負契約書等を添付し、〇〇労働局長あて提出した。

なお、A 社労士は、当該申請書の作成に当たり当該申請書の別紙 3「設備・運営経費」の「助成金支給対象経費及びその積算」欄に虚偽の店舗内装工事費である「2,611,980 円」を記入した。

平成一年一月一日

△△代表者 B は、〇〇労働局需給調整事業室の聴取において、助成金の申請書類に関して、工事請負契約書及び領収書は A 社労士が偽造したものであることを認めた。

平成一年一月一日

A 社労士は、〇〇労働局需給調整事業室の聴取において、△△に関する助成金の申請に関して、△△代表者 B から相談を受け、自ら代表者が知人である株式会社□□に工事請負契約書等の偽造を依頼することを提案し、それを実施したこと、当該□□の従業員 C から偽造の工事請負契約書等を自ら受領し△△代表者 B に渡したことを認めた。

平成一年一月一日

〇〇労働局長は、△△に関する助成金の申請について、申請のあったものについてすべてを不支給とすることを決定し通知した。

4 認定した事実

- (1) A 社労士は、△△に係る助成金の支給申請を行うに当たり、△△については新規の開業ではなく、営業譲渡に当たるためそもそも助成金の支給要件に該当しないことを知りながら、当該支給申請に必要な△△の店舗の新装工事に係る工事請負契約書等の偽造に従業員 C に対し依頼した。
- (2) A 社労士は、従業員 C から、△△の店舗の新装工事に要した費用として偽造した、金額 2,611,980 円の「平成一年一月一日付け「御見積書」」、請負金代金額 2,611,980 円の「平成一年一月一日付け「工事請負契約書」」、合計金額 2,611,980 円の「平成一年一月一日付け「御請求書」」、工事代金 2,611,980 円の「平成一年一月一日付け「領収書」」に従業員 C に株式会社□□の代表者印を押印してもらった上で受け取った。
- (3) A 社労士は、「地方再生中小企業創業助成金支給申請書」の一部である様式第 3 号別紙 3 の「助成金支給対象経費及びその積算」欄に店舗内装工事 2,611,980 円と虚偽の記載をした平成一年一月一日付け同申請書を作成し、これに偽造の工事請負契約書等を添付したうえで、平成一年一月一日に〇〇労働局長あて提出した。

5 懲戒事由該当条文の検討

A 社労士は、助成金申請書に添付することが必要な△△の新装工事に係る「見積書」、「工事請負契約書」、「請求書」、「領収書」について、△△の内装工事を実施していない株式会社□□に偽造を依頼して作成し、当該書類が偽造されたものであることを知りながら、助成金申請書に添付し、この添付書類に基づいて、自ら故意に助成金申請書に虚偽の内容を記入してこれを作成し、平成一年一月一日に〇〇労働局長あてに同申請書を提出したものである。

よって、これらの作成行為は社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項の「真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」、また、提出行為は社会保険労務士法第 25 条の 3 の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当すると認められる。

6 情状

A 社労士は、虚偽の申請をしたことを認め、当該申請書を〇〇労働局へ提出したことについて反省している。

7 対応方針

以上のとおり、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項に定める懲戒処分事由の「真正の事実と反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものであり、懲戒処分に付することが相当と思料する。

資料一覧

1 地方再生中小企業創業助成金（創業資金・雇入れ奨励金）支給申請書

[申請書添付書類]

① 店舗賃貸契約書

②

・

・

・

2 地方再生中小企業創業助成金支給・不支給決定通知書

3 聴取書（申立書）

① 平成○年○月○日作成 （社会保険労務士A）

②

・

・

・

※ 作成した聴取書は全て添付のこと

※ 「上申書」に添付が必要と思われる書類名を一覧に示し、できるだけきれいなコピーを添付のこと。

社会保険労務士 A に係る不正行為について
(労働保険事務組合理事長たる社労士の労働保険料不正流用)

1 概要

- (1) 労働保険事務組合△△(〇〇県-郡-町-丁目-番地。以下「△△事務組合」という。)元理事長である社会保険労務士 A(よみがな)(以下「A 社労士」という。)は、委託事業主から交付を受けた労働保険料を不正に使用し、国庫納付を延滞したものである。
- (2) 当該労働保険の不正使用の調査のため、〇〇労働局が平成一年一月一日に実施した検査において、調査担当官らに対して、偽造した「専用口座の通帳の写し」を提示することにより、当該検査を忌避したものである。

2 発覚の端緒

平成一年一月一日に、〇〇労働局総務部労働保険徴収室長から同労働局労働基準部監督課長に対し、A 社労士に係る不正事案についての情報が報告されたことによる。

3 事案の経過

平成一年一月一日 〇〇労働局総務部労働保険徴収室の担当官 4 名が△△事務組合に対し労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「労働保険徴収法」という。)第 43 条に基づく立ち入り検査を実施した。この際、A 社労士は、労働保険料の流用を認めるとともに、当該検査時に提出した「専用口座の通帳の写し」が偽造したものであることを認めた。

平成一年一月一日 A 社労士は、△△事務組合理事長を辞任退職。

平成一年一月一日 〇〇労働局長が△△事務組合の不適正事務処理に関する是正指示書を発出。

平成一年一月一日 △△事務組合から、〇〇労働局長あてに「労働保険事務組合の不適正事務処理についての改善報告

並びに是正事項」が提出され、これにおいて、△△事務組合として A 社労士が恒常的に労働保険料を流用していた事実を認めるとともに謝罪がなされた。

平成一年一月一日

〇〇労働局総務部労働保険徴収室において、A 社労士からの 2 度目の聴き取りを実施。

△△事務組合の運転資金に当てるため、4、5 年前から恒常的に労働保険料を流用していたことを認めた。

平成一年一月一月

〇〇労働局において、A 社労士の懲戒に係る調査を実施した結果、次の内容を確認した。

- ① 一年一月一日に借金返済に充てた 280 万円のうち、少なくとも 260 万円は労働保険料である。
- ② 労働保険料流用によって国庫納付が遅れたことによる延滞金は、180 万 9 千円である。
- ③ 〇〇労働局の△△事務組合に対する検査の際に、検査担当官に提示したものは、当該協会の労働保険専用口座の通帳をコピー等により偽造したものである。

4 認定した事実

- (1) A 社労士は、平成一年一月一日、△△事務組合の一般口座から 280 万円を引き出し、私的な借金返済のために流用したが、そのうち少なくとも 260 万円は委託事業主から預かった労働保険料である。
- (2) A 社労士は、平成一年一月一日に〇〇労働局総務部労働保険徴収室の担当官が△△事務組合に対して実施した労働保険徴収法第 43 条第 1 項に基づく検査において、同担当官 B に対し、偽造した専用口座の通帳の写しを提示することにより当該検査を忌避した。

これは、労働保険徴収法第 47 条第 3 項に違反する行為である。

5 懲戒事由該当条文の検討

上記 4(1)は社会保険労務士法第 25 条の 3 に定める懲戒事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」、また、同(2)は「労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」に該当する。

6 情状

- (1) A 社労士は、聴取書の中で、労働保険料の不正流用は、私利私欲で個人的に使用したものでなく、従業員の人件費などに使った旨述べている。
- (2) △△事務組合の延滞金 180 万 9 千円については、A 社労士が△△事務組合に支払う旨の覚書を交わし、平成一年一月以降毎月 5 万円ずつ支払っている。

7 対応方針

事業所が支払った労働保険料を流用する行為は、社会保険労務士に対する社会的信用を著しく失墜させる行為であり、上記6の情状に照らしても社会保険労務士としての責任は大きく、厳格に対処すべきである。

資料一覧

1 労働保険徴収室長からの報告書

- ① 労働保険事務組合△△に係る情報提供
- ② 労働保険事務組合△△に対する監査結果等について
- ③ 聴取書(平成一年一月〇日作成 社会保険労務士 A) (写)
- ④ 聴取書(平成一年一月□日作成 社会保険労務士 A) (写)

2 ○○労働局長から△△事務組合理事長(新理事長)あて是正指示書(平成一年一月一日付け)

3 労働保険事務組合の不正事務処理についての改善報告書並びに是正事項(平成一年一月一日付け)

4 聴取書(電話聴取書を含む。)

- ① 平成一年一月●日作成 社会保険労務士 A (原本)
- ② 平成一年一月■日作成 社会保険労務士 A (原本)

5 延滞未納報告書

6 銀行口座通帳(写)

- ① 一般講座
- ② 専用口座
- ③ 専用口座(偽造)

※ 聴取書については、事務組合の不正経理の調査として労働保険徴収室が聴取したものは(写)の提出、社労士の懲戒事案の調査として監督課が行ったものは(原本)の提出という整理。

社会保険労務士 A の不正行為について

(雇用保険に係る失業等給付の不正受給)

1 概 要

社会保険労務士 A (よみがな) (以下「A 社労士」という。) は、実際には自身と雇用関係がなかった△△株式会社 (以下「△△」という。) ほか 1 社について、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届 (以下「資格取得届」という。) を作成したうえで公共職業安定所 (以下「安定所」という。) に提出し、その後同じく虚偽の雇用保険被保険者資格喪失届 (以下「資格喪失届」という。) 及び雇用保険被保険者離職証明書 (以下「離職証明書」という。) を作成したうえで安定所に提出する手法により雇用保険の受給手続を行い、失業等給付合計 1,197,777 円を不正に受給したものである。

2 発覚の端緒

平成一年一月一日、当局職業安定部から労働基準部監督課あてに A 社労士の雇用保険不正受給に係る情報提供があったことによる。

3 事案の経過

平成一年一月一日 A 社労士は、株式会社□□ (以下□□という。) を懲戒解雇された。

平成一年一月一日 A 社労士は、△△に雇用された事実がないにもかかわらず、平成一年一月一日に雇用されたものとして、自ら作成した虚偽の資格取得届を〇〇安定所に届け出た。

平成一年一月一日 A 社労士は、平成一年一月一日に事業主都合により△△を解雇されたとして、自ら作成した虚偽の資格喪失届及び離職証明書を〇〇安定所に届け出し、雇用保険被保険者離職票 (以下「離職票」という。) の交付を受けた。

なお、当該離職証明書における離職理由には、「企業全体の事業縮小により人員整理のため解雇」と記載していた。

平成一年一月一日 A 社労士は、

- ① □□から平成一年一月一日付けで懲戒解雇された際に同社から交付された離職票
② 上記一月一日の手続きにより○○安定所から交付を受けた、離職理由に「企業全体の事業縮小により人員整理のため解雇」と記載された、△△の離職票、

を××安定所に届け出、□□に懲戒解雇になるまで雇用されていた保険期間及び△△に雇用されていたとした虚偽の保険期間を合わせて、給付制限のかからない失業等給付の基本手当に係る受給資格決定を受けた。

平成一年一月一日
～一月一日

A社労士は、上記一月一日の受給資格決定後、各失業認定日に基本手当を受給し、210日間分、合計1,076,880円の基本手当を××安定所から不正に受給した。

平成一年一月一日

A社労士は、□□に再度雇用された事実がないにもかかわらず、平成一年一月一日に再雇用されたとして、自ら作成した虚偽の資格取得届を◎◎安定所に届け出た。

平成一年一月一日

A社労士は、平成一年一月一日に退職勧奨により□□を解雇されたとして、自ら作成した虚偽の資格喪失届及び離職証明書を◎◎安定所に届け出、失業等給付の基本手当に係る受給資格決定を受けた。

平成一年一月一日

A社労士は、上記一月一日の受給資格の決定の手続きの結果、失業等給付の基本手当120,897円を××安定所から不正に受給した。

平成一年一月一日

××安定所長は、A社労士について平成一年一月一日に支給された120,897円の失業等給付が不正受給であることを認定し、支給停止、返還命令及び納付命令を行った。

平成一年一月一日

××安定所長は、A社労士について平成一年一月一日から同年一月一日に支給された合計1,076,880円の失業等給付が不正受給であることを認定し、支給停止、返還命令及び納付命令を行った。

※ 本件に係る「事案の経過」は、別添 12-1、12-2 及び 12-4 の上申書例の「3 事案の経過」と異なり「聴取した結果〇〇を認めた」と書くのではなく、聴取において確認した事実を、他の事実関係と同列に記載している例

4 認定した事実

(1) 真正の事実と反する申請書等の作成

A 社労士が自身に関して、〇〇安定所に、平成一年一月一日に提出した資格取得届、平成一年一月一日に提出した資格喪失届及び離職証明書、××安定所に、平成一年一月一日に提出した資格取得届、平成一年一月一日に提出した資格喪失届及び離職証明書は、実際の雇用関係に基づかずに作成された虚偽のものである。

(2) 失業等給付の不正受給

A 社労士が、平成一年一月一日から同年一月一日の間に受給された失業等給付に係る基本手当合計 1,076,880 円及び平成一年一月一日に受給された同基本手当 120,897 円は、上記 (1) の虚偽の書類に基づいてなされた不正受給によるものである。

5 懲戒事由該当条文の検討

A 社労士は、自身が実際の雇用関係にないことを認識した上で上記 4 (1) に示す各種申請書等の届出をしている。

なお、各種申請書等については、雇用保険法第 7 条（被保険者に関する届出）に基づき、資格取得届は雇用保険法施行規則第 6 条第 1 項、資格喪失届は同規則第 7 条第 1 項、離職証明書は同規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定されている。

よって、当該行為は社会保険労務士の懲戒事由のうち、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」に該当するものである。

また、上記 4 (2) に示す失業等給付の不正受給は、同法第 25 条の 3 の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

6 情状

- (1) A 社労士は、平成一年一月一日、◇◇労働局担当官が同社労士に対して行った本件に係る聴取において、上記 3 の「事案の経過」で明らかとなっている申請書等の虚偽作成と安定所への提出、不正受給について認めている。

- (2) A社労士が作成した虚偽の資格取得届等雇用保険関係書類における事業主となっていた株式会社□□から◇◇労働局に対し、平成一年一月一日付けでA社労士に係る懲戒処分申立書が提出された。

7 対応方針

A社労士は、社会保険労務士として、不正行為であることを十分認識しながら、申請書等の虚偽作成を繰り返し行い、これにより実際に合計1,197,777円の失業等給付を不正に受給したものであり、懲戒処分に付することが相当と思料する。

添付資料一覧

- 1 A 社労士に係る社労士会名簿
- 2 A 社労士に係る雇用保険取得・喪失、受給関係（事案概念図）
- 3 平成一年一月一日付け A 社労士聴取書
- 4 株式会社□□からの懲戒処分申立書

社会保険労務士 A に係る不正行為について
(労災隠し幫助)

1 概要

社会保険労務士 A (よみがな) (以下「A 社労士」という。) は、株式会社△△が元請であった××邸改築工事現場において、株式会社□□の労働者 B が左足首を複雑骨折した労働災害に関し、A 社労士の使用人である C (非社労士) を介して、株式会社□□の代表取締役である D から相談を受け、労働災害の発生状況の真実を認識した上で、虚偽の内容の労働者死傷病報告及び労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書 (以下「休業給付等支給請求書」という。) を作成し、〇〇労働基準監督署長に提出したものである。

なお、A 社労士は、〇〇労働基準監督署より労働安全衛生法違反の容疑で書類送検されており、これに対し、〇〇地方検察庁では、同人を不起訴処分 (起訴猶予) としている。

2 発覚の端緒

平成一年一月一日付で、当局〇〇労働基準監督署が、A 社労士を、株式会社□□が虚偽の労働者死傷病報告を提出したことを幫助した容疑で、罪名を労働安全衛生法違反、罰条を同法第 100 条第 1 項 (労働安全衛生規則第 97 条第 1 項)、刑法第 62 条第 1 項をもって、〇〇地方検察庁に書類送検した旨の情報を得たことによる。

3 事案の経過

平成一年一月一日

〇〇県×郡×村×地内に所在する株式会社△△が元請であった××邸改築工事現場において、株式会社□□の労働者 B が左足首を複雑骨折する労働災害が発生した。

平成一年一月下旬

A 社労士は、自己の事務所において、使用人であった C を介して、D から虚偽の災害報告を行いたい旨の相談を受け、その数日後、D の要望を容れるとともに、C に対して、虚偽の労働者死傷病報告を作成するよう指示した。

平成一年一月一日

A 社労士は、C が D の要望を踏まえて作成した労働者死傷病報告のうち災害の発生状況及び原因、元方事業者名、労働保険番号において、虚偽の内容であることを理解した上で同報告を作成し、〇〇労働基準監督署長に提出した。(資料 1)

平成一年一月一日

A 社労士は、労働者死傷病報告と同様に内容を偽った休業給付等支給請求書を作成の上、同請求書を〇〇労働基準監督署長に提出した。(資料 2)

平成一年一月一日

A 社労士は、被災労働者 B から株式会社□□への申し入れを契機として、真正な内容の労働者死傷病報告を作成の上、同報告を〇〇労働基準監督署長に提出した。(資料 3)

平成一年一月一日

〇〇労働基準監督署長は、A 社労士を労働安全衛生法違反の幫助の疑いで、〇〇地方検察庁に送致した。

平成一年一月一日

〇〇地方検察庁は、A 社労士を不起訴処分（起訴猶予）とした。(資料 4)

平成一年一月一日

懲戒処分を行うに当たって、〇〇労働局労働基準部監督課において A 社労士に聴取した結果、同人は、虚偽の労働者死傷病報告及び休業給付等支給請求書の作成・提出代行の事実を認めた。(資料 5)

併せて、A 社労士は、虚偽の労働者死傷病報告及び休業給付等支給請求書の作成・提出代行の事実を認めた上で、寛大な処分を願う内容の上申書を〇〇労働局長あて提出した。(資料 6)

4 認定した事実

A 社労士は、平成一年一月一日、株式会社△△が元請であった〇〇県×郡×村×地内の××邸改築工事現場において、平成一年一月一日に発生した株式会社□□の労働者 B が左足首を複雑骨折した労働災害に関し、A 社労士の使用人である C を介して、上記 D から相談を受け、労働災害の発生状況の真実を認識した上で、虚偽の内容の労働者死傷病報告及び休業給付等支給請求書を作成し、〇〇労働基準監督署長に提出したものである。

5 懲戒事由該当条文の検討

A 社労士は、聴取書において、虚偽の労働者死傷病報告書を労働安全衛生

法に違反する行為であることを知りながら作成したことを認めており、また実際に、A社労士の記名押印のある虚偽の内容及び真正な内容の労働者死傷病報告書が存在する。

同様に、A社労士は、〇〇労働局長あての上申書において、虚偽の休業給付等支給請求書を作成したことを認めており、また実際に、A社労士の記名押印のある虚偽の休業給付等支給請求書が存在する。

これらの行為は、事実に反していることを認識しながら、あえて真正の事実と反する労働者死傷病報告書及び休業給付等支給請求書を作成したものであり、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」に該当すると思料する。

6 情状

A社労士は、聴取書及び〇〇労働局長あての上申書において、深く反省の意を表わすとともに、A労務研究所所長を退くなどの謝罪の態度を見せている。

7 対応方針

A社労士の行為は、社会保険労務士法第25条の2の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」に該当することが明確であり、社会保険労務士法に基づく懲戒処分を行うことが適当であると思料する。

資料一覧

- 1 「労働者死傷病報告（写）」（平成一年一月一日、〇〇労働基準監督署受理） 2葉
- 2 「労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書（写）」（平成一年一月一日、〇〇労働基準監督署受理） 4葉
- 3 「労働者死傷病報告（写）」、同関係書類（平成一年一月一日、〇〇労働基準監督署受理） 4葉
- 4 処分結果通知書（平成一年一月一日、〇〇地方検察庁作成） 1葉
- 5 聴取書（平成一年一月一日作成 社会保険労務士A） 1 2葉
- 6 上申書（平成一年一月一日、〇〇労働局長あて） 2葉

平成〇〇年〇月〇〇日

聴 聞 調 書

主宰者の職名及び氏名

〇〇労働局〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇 印

1. 聴聞の件名
社会保険労務士〇〇〇〇に対する懲戒処分に係る聴聞
2. 聴聞の期日
平成〇〇年〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分から
3. 聴聞の場所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇合同庁舎〇階
共用第〇大会議室
4. 出頭した関係者の住所及び氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 (〇〇〇 〇〇〇)
5. 出頭しなかった関係者の住所及び氏名
なし
6. 出頭した厚生労働省職員の職名及び氏名
厚生労働本省労働基準局監督課 社会保険労務士専門官 〇〇〇〇
〇〇労働局労働基準部監督課 監督課長 〇〇〇〇
7. 出頭した参考人の職名及び氏名
〇〇労働局 総務部労働保険適用室 適用係長 〇〇〇〇
〇〇労働局 労働基準部監督課 監察監督官 〇〇〇〇
8. 厚生労働省の職員の説明の要旨
 - (1) 予定される不利益処分は、失格処分である。
 - (2) 根拠となる法令の条文は、社会保険労務士法第25条の3である。
 - (3) 不利益処分の原因となる事実は、〇〇社労士は、……したものである。
以上の行為は、社会保険労務士法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。
(※ 聴聞時の説明内容を記載する。)

9. 関係者の陳述の要旨

- (1) (事実関係の認識関係) 事実内容について、全て認める。反省しており、関係者へお詫び申し上げる。
- (2) (意見・情状関係) 顧問事業主からの強硬な依頼により、やむなく行ったことであり、処分に当たっては当該事情を考慮いただきたい。

10. 証拠書類等の標目

証拠書類等の提出はなかった。

11. その他参考となる事項

公開で実施したところ〇名の傍聴人があった。

平成〇〇年〇月〇〇日

聴 聞 報 告 書

主宰者の職名及び氏名

〇〇労働局〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け厚生労働省発基第〇〇〇〇〇〇〇〇号による聴聞通知書に係る聴聞を終結したので、その結果を報告します。

1. 聴聞の件名

社会保険労務士〇〇〇〇に対する懲戒処分に係る聴聞

2. 意見

不利益処分の原因となる事実に対し、当事者はこれを認めているものと考ええる。

3. 不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張

- (1) (事実関係の認識) 事実内容について、全て認める。
- (2) (情状関係) 処分決定に当たり、顧問事業主の強硬な依頼によりやむを得ず行ってしまった旨考慮願う。

4. 理由

当事者である〇〇社会保険労務士は、聴聞の場において聴聞通知書別添に記載された不利益処分の原因となる事実について全て認めるとしているため。

聴 聞 の 手 順 (典型例)

1 開始

(主宰者) 私は、〇〇労働局〇〇部〇〇課・課長の〇〇です。
これから、社会保険労務士法第25条の4の規定に基づく聴聞を行います。

本聴聞は、〇〇〇〇社会保険労務士に対し、社会保険労務士法に基づく懲戒処分を行うに当たり、処分を受ける者その他利害関係人の意見を聞くために行うものです。

本日、行政庁として厚生労働本省、〇〇労働局、参考人として〇〇労働局職員を招致しております。

2 本人確認

(主宰者) まず、本人確認をさせていただきます。
あなたの氏名、住所、事務所の名称、所在地を述べてください。
(〈代理人の場合、委任状の確認〉)

(社労士)

3 予定される不利益処分の内容等の説明

(主宰者) これから、行政庁職員より、あなたの予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を説明します。

そのあと、それについて意見すべきことがあれば述べていただきます。

(本 省) 懲戒しようとする理由を述べる。

4 本人による意見等

(主宰者) 以上の説明に関して、意見及び証拠書類等の提出はありますか。

(社労士)

(主宰者) 〈状況に応じて、被聴聞者、行政職員及び参考人等に質問を行う。〉
〈被聴聞者が事実を認める旨の発言をしない場合は、認否の確認を行う。〉

5 質問等

(主宰者) 行政庁に対し、何か質問はありますか。

(社労士)

(主宰者) 他に何か申し述べておくことはありますか。

6 閉会

(主宰者) 以上をもって聴聞を終結します。

この後、本聴聞の報告書を作成して行政庁に提出します。

なお、あなたは、行政手続法第24条第4項に基づき報告書の閲覧を求めることができます。

処分の有無及び内容については、別途通知されます。

それでは閉会とします。

7 被聴聞人の出席がない場合

(主宰者) 時間となりましたが、被聴聞人の出席がなく、連絡もないため、30分間、被聴聞人の出席を待つこととします。

(遅れるとの連絡あるいは日時を延期して欲しいとの連絡があった場合)

主宰者と社労士専門官が対応できる時間内であれば、その時間内の聴聞となることを説明の上、出席を待つ。

時間的に対応できないものであれば、出席に代えて陳述書を提出するように伝える。

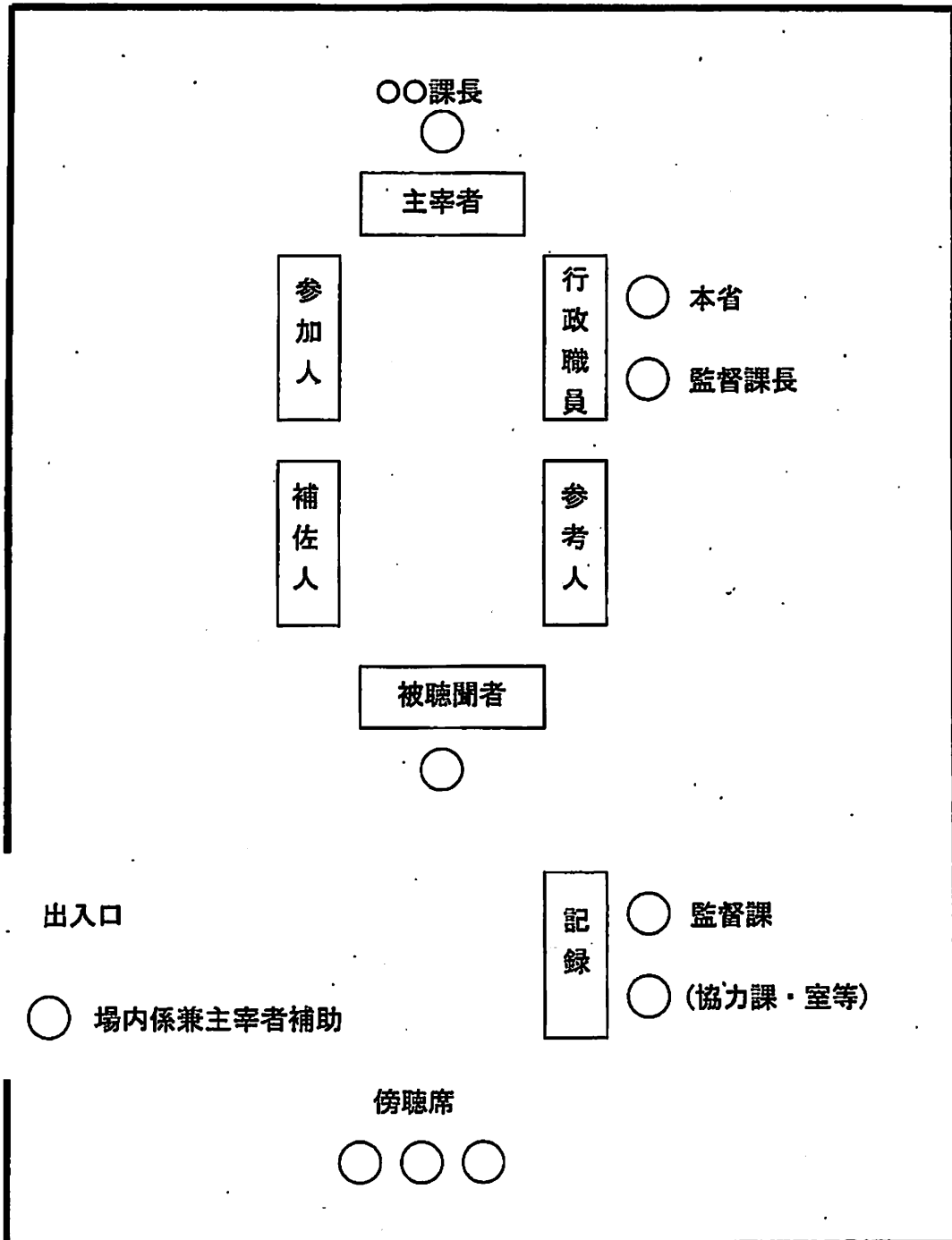
当日における延期の申し出は、認めず、陳述書を提出するよう伝える。

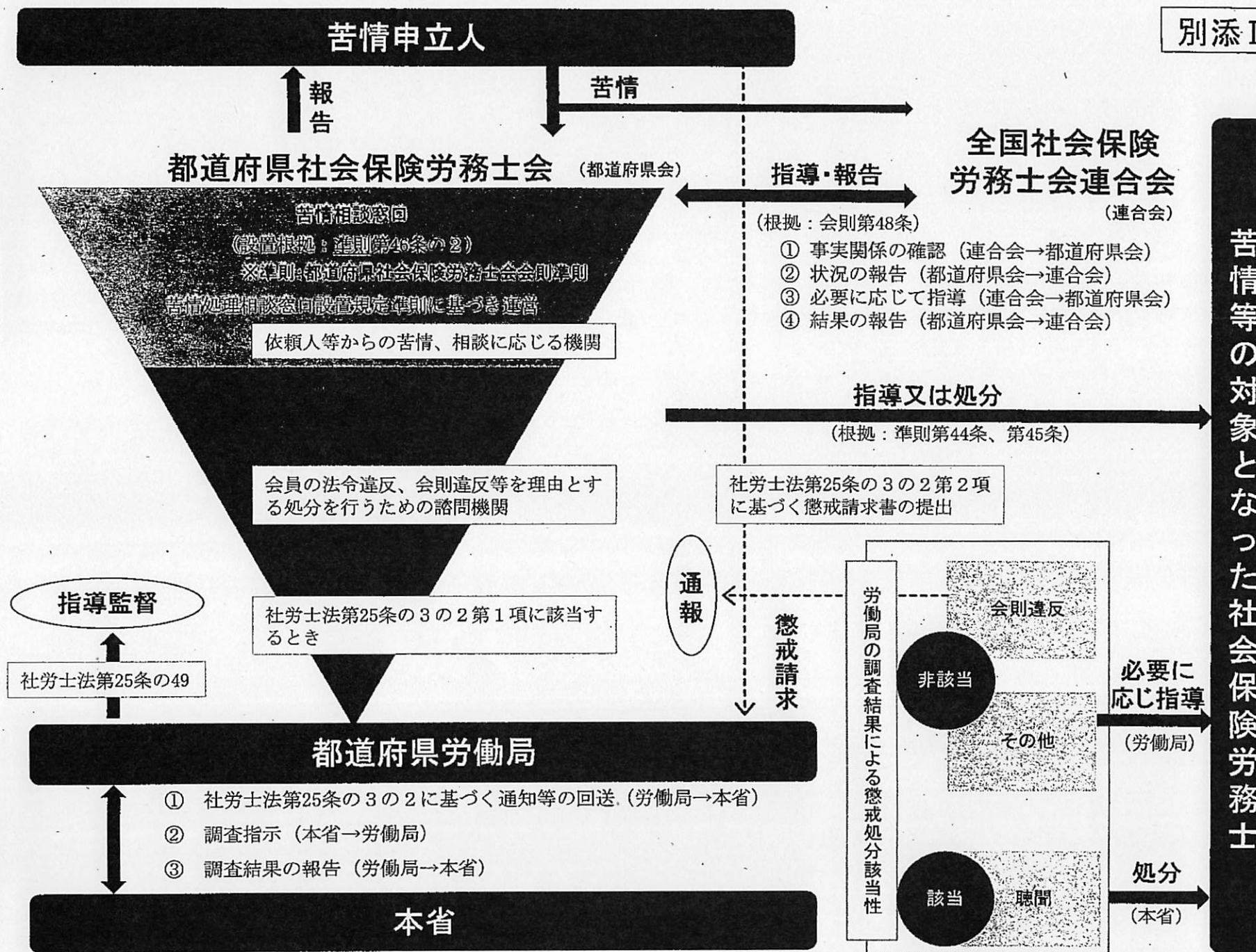
※ 本来、事前に期日の変更は申し出ることができたはずなので、無理に対応する必要はないものとする。

(被聴聞者が出席しなかった場合)

30分待ちましたが、被聴聞人が出席せず、また、連絡もないため、以上をもって聴聞を終結します。それでは閉会とします。

聴聞会場（労働局〇〇会議室） 職員配置（例）





別添Ⅱ－1

平成 年 月 日

社会保険労務士懲戒請求書

厚生労働大臣 殿

請求者 住所

氏名
電話 () 印

社会保険労務士法第25条の3の2第2項の規定に基づき、下記のとおり事実を通知し、適当な措置をとることを求めます。

記

- 1 請求に係る社会保険労務士
 - (1) 氏 名
 - (2) 事務所の名称
 - (2) 事務所の所在地
- 2 請求の趣旨
- 3 請求の趣旨に係る事実経過
- 4 証拠資料

記載例

平成 年 月 日

社会保険労務士懲戒請求書

厚生労働大臣 殿

請求者 住所
氏名 ○○ ○○ 印
電話 () -

社会保険労務士法第25条の3の2第2項の規定に基づき、下記のとおり事実を通知し、適当な措置をとることを求めます。

記

1 請求に係る社会保険労務士

- (1) 氏 名 ●● ●●
- (2) 事務所の名称 ●●社会保険労務士事務所
- (2) 事務所の所在地 東京都千代田区霞が関×-×-×

2 請求の趣旨

●●社労士は、○○○○に係る雇用保険被保険者離職証明書に、離職理由が「解雇」であるにもかかわらず、「労働者の一身上の都合による離職」と虚偽の内容を記載したものであり、当該行為は社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」に該当する。

3 請求の趣旨に係る事実経過

○○○○は平成△年△月△日に、株式会社■■■代表取締役から「解雇通知書」を手交された。この場には、●●社会保険労務士も顧問社労士として同席していた。

離職手続を進めるために会社に離職証明書の作成を依頼したが、一向に交付されないため、ハローワークに相談したところ、●●社会保険労務士から事実と異なる内容が記載された離職票が送付された。

離職理由に異議ありとしてハローワークに提出したところ、ハローワークの調査により、離職理由は訂正され、失業給付を受けることとなった。

4 証拠資料

- (1) 解雇通知書
- (2) 離職票（本人控え）

別添Ⅱ－２

年 月 日

〇〇県社会保険労務士会

会長

殿

△△労働局長

社会保険労務士の会則違反事案に係る通報について

標記について、以下のとおり貴会会則違反に該当すると思料される事案を把握したので、
会則に従い適切な措置を講じられたい。

氏 名	
事 務 所 所 在 地	
事案の概要	